Growing-Ups for Children 会則

(名称)

第1条 この団体は、Growing-Ups for Children と称する

(事務所)

第2条 この団体の事務所は、静岡県富士宮市野中に置く。

(目的)

第3条 この団体は、教員や保護者など子どものそばにいる大人に対し、教育について学ぶ場や 自己のあり方を考える場を提供することを通して、子どもを取り巻く教育的環境を改善し、全ての 子どもたちが安心して学び育つことのできる社会の発展に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) イベント、セミナー、講演会等の企画、立案、運営、管理及び実施
- (2) 教員・家庭支援の普及、啓発事業
- (3) 学校教育・社会教育の振興、交流推進
- (4) インターネットによる普及啓発
- (5) 勉強会や研修を通じて会員相互の交流を図る事業
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) その他当団体の目的を達成するために適当と認められる事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の4種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同して入会し活動を推進する者とする。
- (2) 学生会員は、この会の目的に賛同して入会し活動を推進する短大、高専、大学、大学院、これに準ずる学校の在校生とする。
- (3) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。
- (4) サロン会員は、この会の目的に賛同して入会し、主にオンラインにおいて活動を推進する者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、役員の承認を得るものとする。

(入会の拒否及び会員資格の抹消)

第7条 この団体は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。会員登録手続き後であっても次の各号への一への該当が判明した場合には会員の資格を 抹消することができるものとする。

- (1) 法令違反が認められる場合
- (2) 就業規則を有しない場合
- (3) 宗教活動、政治活動及び選挙活動その他これらに類する活動を行う場合
- (4) 公序良俗を害するおそれがあると認められる事業を行う場合
- (5) 反社会勢力及び反社会勢力と密接な関係にある場合
- (6) ネットワークビジネスや自己啓発セミナーなどへの勧誘行為
- (7) 他の会員に対し、Growing-Ups for Childrenへの参加を妨げ、または妨げるおそれがある場合
- (8) その他事務局が適当でないと認めるもの

(会費)

第8条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 12,000/年
- (2) 学生会員 9,000円/年
- (3) 賛助会員 10,000円/年 (サロン利用なし)
- (4) サロンのみ会員 1,480円/月

(退会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 組織が解散したとき。
 - (2) 会費を1年以上納入しないとき。
 - (3) 本人が死亡したとき。

(役員)

第10条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 代表理事
- (2) 副代表理事
- (3) 理事
- (4) 会計
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 代表理事は、この団体を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のとき、その職務を代行する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

第13条 この団体の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 入会金及び会費に関する事項
- (7) その他会の運営に関する重要事項

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第15条 役員会は役員を持って構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務 の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第16条 代表理事は毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、総会の 承認を得なければならない。

(事業年度)

第17条 この団体の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第18条 この団体の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第19条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第20条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この団体は、2021年9月28日準備会発足、2021年12月4日に設立し、この会則は2023年 4月 1日より施行する。